

様式第1号（第3条及び第6条関係）

令和 年度埼玉県国民健康保険組合特定健康診査・  
保健指導補助金（変更）申請書

令和 第 年 月 日  
令和 年 月 日

（あて先）  
埼玉県知事

組 合 名  
代 表 者 氏 名

令和 年度埼玉県国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金の交付を受けたいの  
で、下記のとおり申請します。

記

1 申請額

交付申請額	金	円
前回までの交付決定額	金	円
差引今回変更増△減額	金	円

※ 当初申請にあっては交付申請額のみ記入する。

2 添付書類

- 令和 年度埼玉県国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金所要額内訳（別紙）
- その他関係資料（特定健康診査等に関する制度周知をしていることが確認できる資料等）

担 当 課 : \_\_\_\_\_  
担 当 係 : \_\_\_\_\_  
職 名 : \_\_\_\_\_  
氏 名 : \_\_\_\_\_  
電 話 : 代表 \_\_\_\_\_ (内線 \_\_\_\_\_ )  
          直通 \_\_\_\_\_  
保険者番号 : \_\_\_\_\_

令和 年度埼玉県国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金所要額内訳

区分	国民健康保険組合名							
	基準額 (A) 円	対象経費支出 予定額 (B) 円	寄付金その他の 収入予定額 (C) 円	差引額 (B)-(C) (D) 円	県補助金 基本額 (A)と(D)×1/3の いずれか少ない方の額 (E) 円	県補助金 所要額 (B)の千円未満を 切り捨てた額 (F) 円	県補助金 交付決定額 (G) 円	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (F)-(G) (H) 円
特定健康診査								
特定保健指導								
合計								

- (注) 1 「基準額」(A)欄及び「対象経費支出予定額」(B)欄には、経費別内訳の合計金額を記入すること。  
 2 「寄付金その他の収入予定額」(C)欄には、区分毎にその額がわからない場合は、その合計額を区分毎に「対象経費支出予定額」(B)欄の額で按分した額を記入すること。  
 3 特定健康診査等を実施機関に委託せずに自ら実施する場合で、受診(利用)者から自己負担額を徴収する場合であって、「対象経費支出予定額」(B)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄付金その他の収入予定額」(C)欄に自己負担額の合計額を記入すること。(特定健康診査等を実施機関に委託して実施する場合は、「寄付金その他の収入予定額」(C)欄は0とすること。)  
 4 「県補助金基本額」(E)欄には、「基準額」(A)欄と「差引額」(D)欄の額に1/3を乗じた額を比較して少ない方の額を記入すること。  
 5 「県補助金所要額」(F)欄には、「県補助金基本額」(E)欄の額の千円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。  
 6 「県補助金交付決定額」(G)欄及び「差引追加交付(一部取消)申請額」(H)欄は、交付要綱の6による変更申請手続のほかは斜線を引くこと。



(2) 特定保健指導経費別内訳

( 国民健康保険組合名 )

分類	基準額		(A) 欄の内訳		対象経費支出予定額		(B) 欄の内訳	金額 円
	実施人員 人	基準単価 円	所要額 円					
特定保健指導								
対象者数(人)								
動機付け支援								
積極的支援								
合計								
※前年度に初回面接を行い、当該年度に実績評価(積極的支援のみ)は、継続的支援及び実績評価のみ)を含む。								
※実施人員数ではない。								
動機付け支援	1,970	人						
初回面接のみ	1,580	人						
実績評価のみ	390	人						
積極的支援	5,860	人						
初回面接のみ	2,340	人						
実績評価のみ	3,510	人						
合計		人						

- (注) 1 対象者数は、特定健康診査の結果、階層化により特定保健指導の対象となった者の人数を記入すること。
- 2 「対象経費支出予定額」欄の実施人員は、特定保健指導の実施形態、実施状況等に実施人員数を記載すること。
- 3 「動機付け支援(了)」および「積極的支援(了)」欄の実施人員は、当該年度内に初回面接から実績(3ヶ月以上経過後)評価まで全てを行う者(予定含む)を計上すること。
- (※) 「初回面接のみ」欄と「実績評価のみ」欄の合計数ではない。
- (※) 「積極的支援(了)」欄においては、継続的支援が途中終了の場合も同様の扱いである。
- 4 「初回面接のみ」欄の実施人員は、当該年度は初回面接のみを行い、実績評価は翌年度になる者を計上すること。
- 5 「実績評価のみ」欄の実施人員は、前年度に初回面接を行い、当該年度は実績(3ヶ月以上経過後)評価のみを行う者を計上すること。
- なお、積極的支援の場合は、継続的支援が途中終了の場合も同様の扱いである。
- 6 「対象経費支出予定額」欄の委託料は、実施機関からの請求(見込)額を計上すること。

様式第2号（第4条及び第7条関係）

令和 年度埼玉県国民健康保険組合特定健康診査・  
保健指導補助金（変更）交付決定通知書

令和 年 月 日  
第 号

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号により申請のあった令和 年度埼玉県  
国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金については、下記のとおり交付すること  
に決定したので通知します。

記

1 交付決定額

交付決定額	金	円
前回までの交付決定額	金	円
差引今回変更増△減額	金	円

2 交付方法

3 交付条件

埼玉県国民健康保険特定健康診査・特定保健指導補助金交付要綱別紙のとおり

担当  
電話

様式第3号（第9条関係）

令和 年度埼玉県国民健康保険組合特定健康診査・  
保健指導補助金実績報告書

第 号  
令和 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

組 合 名  
代 表 者 氏 名

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 精算額 金 円

2 添付書類

- ・令和 年度埼玉県国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金精算額内訳（別紙）
- ・その他関係資料（特定健康診査等に関する制度周知をしていることが確認できる資料等）

担 当 課 : \_\_\_\_\_  
担 当 係 : \_\_\_\_\_  
職 名 : \_\_\_\_\_  
氏 名 : \_\_\_\_\_  
電 話 : 代表 \_\_\_\_\_ (内線 )  
直通 \_\_\_\_\_  
保険者番号 : \_\_\_\_\_

令和 年度埼玉県国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金精算額内訳

国民健康保険組合名 ( )										
区分	基準額 (A) 円	対象経費の 実支出額 (B) 円	寄付金その他 の収入額 (C) 円	差引額 (B)-(C) (D) 円	県補助金 基本額 (D)×1/3の いり残りか少ない方の額 (E) 円	県補助金 所要額 (E)の千円未満を 切り捨てた額 (F) 円	県補助金 交付決定額 (G) 円	県補助金 受入額 (H) 円	県補助金 精算額 (E)と(H)のいりか 少ない方の額 (I) 円	差引過(△) 不足額 (H)-(I) (J) 円
特定健康診査										
特定保健指導										
合計										

- (注) 1 「基準額」(A)欄及び「対象経費の実支出額」(B)欄には、経費別内訳の合計金額を記入すること。  
 2 「寄付金その他の収入額」(C)欄には、区分毎にその額がわからない場合は、その合計額を区分毎に「対象経費支出額」(B)欄の額で  
 按分した額を記入すること。  
 3 特定健康診査等を実施機関に委託せずに自ら実施する場合で、受診(利用)者から自己負担額を徴収する場合であつて、  
 「対象経費の実支出額」(B)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄付金その他の収入額」(C)欄に自己負担額の合計額を記入すること。  
 (特定健康診査等を実施機関に委託して実施する場合は、「寄付金その他の収入額」(C)欄は0とすること。)  
 4 「県補助金基本額」(E)欄には、「基準額」(A)欄と「差引額」(D)欄の額に1/3を乗じた額を比較して少ない方の額を記入すること。  
 5 「県補助金所要額」(F)欄には、「県補助金基本額」(E)欄の額の千円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

(1) 特定健康診査経費別内訳

( 国民健康保険組合名 )  
対象経費の実支出額

分類	基準額		(A) 欄の内訳		(B) 欄の内訳
	実施人員	標準単価 円	所要額	金額	
特定健康診査					
対象者数 (人)					
組合員					
家族					
合計					
※当該年度の4月1日 現在における対象者 数。					
※実施人員数ではな い。					
	単独実施	基本項目のみ 1,668	人		報酬、共済費、賃金、報償費 1式 × =
		基本項目+詳細項目 1,755	人		旅費 1式 × =
			人		常用費 消耗品費、燃料費、印刷製本 費、光熱水費、修繕料 1式 × =
			人		役務費 通信運搬費、手教料、保険料 1式 × =
			人		委託料 1式 × =
			人		使用料及び賃借料 1式 × =
			人		負担金 1式 × =
小計					
ドック					
合計					
	実施人員	単独実施	基本項目のみ 人		基本項目のみ 人
			基本項目+詳細項目 人		基本項目+詳細項目 人
			人間ドック 人		人間ドック 人
			合計 人		合計 人

(注) 1 対象者数は、当該年度の4月1日における対象者数を記入すること。(除外規定に該当することが明らかなる場合は除外すること。)

2 「対象経費の実支出額」欄の実施人員は、特定健診の実施形態別に人員数を記載すること。

3 「対象経費の実支出額」欄の委託料は、実施機関からの請求額を計上すること。



(2) 特定保健指導経費別内訳

( ) 国民健康保険組合名  
対象経費の支出額

分類	基準額		(A) 欄の内訳		(B) 欄の内訳
	実施人員	標準単価	所要額	金額	
特定保健指導					
対象者数 (人)					
動機付け支援					
積極的支援					
合計					
※前年度に初回面接を行い、当該年度に実績評価(積極的支援)の場合は、継続的支援及び実績評価を行うもの(「実績評価のみ」)を含む。					
※実施人員数ではない。					
動機付け支援 (丁)	人	1,970			
初回面接のみ	人	1,580			
実績評価のみ	人	390			
積極的支援 (丁)	人	5,860			
初回面接のみ	人	2,340			
実績評価のみ	人	3,510			
合計	人				
対象者数					
動機付け支援 (丁)	人				
初回面接のみ	人				
実績評価のみ	人				
積極的支援 (丁)	人				
初回面接のみ	人				
実績評価のみ	人				
合計	人				

(注) 1 対象者数は、特定健康診査の結果、層別化により特定保健指導の対象となった者の人数を記入すること。

2 「対象経費の支出額」欄の実施人員は、特定保健指導の実施形態、実施状況毎に実施人員数を記載すること。

3 「動機付け支援 (丁)」および「積極的支援 (丁)」欄の実施人員は、当該年度内に初回面接から実績 (3ヶ月以上経過後) 評価まで全てを行った者を計上すること。

(※) 「初回面接のみ」欄と「実績評価のみ」欄の合計数ではない。

(※) 「積極的支援 (丁)」欄においては、継続的支援が途中終了の場合も同様の扱いである。

4 「初回面接のみ」欄の実施人員は、当該年度に初回面接のみを行い、実績評価は翌年度になる者を計上すること。

5 「実績評価のみ」欄の実施人員は、前年度に初回面接を行い、当該年度は実績 (3ヶ月以上経過後) 評価のみを行った者を計上すること。

なお、積極的支援の場合は、継続的支援が途中終了の場合も同様の扱いである。

6 「対象経費の支出額」欄の委託料は、実施機関からの請求額を計上すること。

様式第4号（第10条及び第11条関係）

令和 年度埼玉県国民健康保険組合特定健康診査・  
保健指導補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日  
第 号

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした令和 年度埼玉県国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金については、年 月 日付け 第 号事業実績報告に基づき、交付額が金 円に確定したので通知します。

なお、超過交付となった埼玉県国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金 円については、補助金等の交付手続等に関する規則第17条第2項により令和 年 月 日までに返還してください。

担当  
電話